

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社みずほ銀行

(501015)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	9
4 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【主要な設備の状況】	38
2 【設備の新設、除却等の計画】	38
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
(1) 【株式の総数等】	39
【株式の総数】	39
【発行済株式】	39
(2) 【新株予約権等の状況】	48
(3) 【ライツプランの内容】	48
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	49
(5) 【大株主の状況】	50
(6) 【議決権の状況】	52
【発行済株式】	52
【自己株式等】	52
2 【株価の推移】	53
3 【役員の状況】	53
第5 【経理の状況】	54
1 【中間連結財務諸表等】	55
(1) 【中間連結財務諸表】	55
【中間連結貸借対照表】	55
【中間連結損益計算書】	57

【中間連結株主資本等変動計算書】	58
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	61
【事業の種類別セグメント情報】	113
【所在地別セグメント情報】	114
【海外経常収益】	114
(2) 【その他】	119
2 【中間財務諸表等】	120
(1) 【中間財務諸表】	120
【中間貸借対照表】	120
【中間損益計算書】	122
【中間株主資本等変動計算書】	123
(2) 【その他】	150
第6 【提出会社の参考情報】	151
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	152
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月27日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	627,708	681,018	752,939	1,333,972	1,432,814
連結経常利益	百万円	126,871	237,094	136,164	300,569	226,758
連結中間純利益	百万円	94,023	143,766	118,864		
連結当期純利益	百万円				173,141	222,095
連結純資産額	百万円	1,834,452	2,347,374	2,358,122	2,030,514	2,619,722
連結総資産額	百万円	69,088,750	70,085,921	68,256,683	71,224,386	68,436,545
1株当たり純資産額	円	194,755.01	243,911.38	233,609.29	236,067.31	270,774.25
1株当たり中間純利益	円	24,771.63	37,199.12	30,265.36		
1株当たり当期純利益	円				35,508.91	47,429.24
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	19,943.89	32,138.09	27,006.98		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円				29,489.80	41,837.99
自己資本比率	%		2.7	2.8		3.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.58	10.45	12.25	10.28	11.74
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,972,926	3,528,846	495,604	1,893,820	5,340,534
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,293,121	3,098,927	478,885	470,601	5,123,849
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	181,660	193,694	269,366	118,413	23,501
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	2,906,985	1,603,646	1,734,758		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				2,227,114	1,987,275
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	25,192 [16,135]	27,376 [17,809]	27,932 [17,658]	26,015 [16,902]	26,640 [17,892]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き平成18年度から相殺しております。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	566,352	601,235	687,826	1,168,793	1,264,218
経常利益	百万円	93,539	209,658	95,981	211,154	179,092
中間純利益	百万円	76,270	125,415	100,896		
当期純利益	百万円				137,060	206,289
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,833 第二回第二種優先株式 43 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,833 第二回第二種優先株式 43 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800
純資産額	百万円	1,887,232	1,933,990	1,881,091	2,019,257	2,081,289
総資産額	百万円	68,347,619	68,678,133	66,769,270	70,003,728	66,874,790
預金残高	百万円	51,509,453	50,834,799	52,012,039	52,368,367	53,118,788
債券残高	百万円	2,211,137	1,817,230	1,256,794	2,016,614	1,564,366
貸出金残高	百万円	33,646,946	34,179,684	33,519,576	34,188,553	34,065,059
有価証券残高	百万円	20,635,650	17,980,397	16,756,510	20,504,122	15,226,739
1株当たり配当額	円	普通株式 - 第二回第二種優先株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 24,250 第二回第二種優先株式 8,200 第三回第二種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第六回第六種優先株式 11,000 第七回第七種優先株式 8,000 第八回第八種優先株式 17,500 第九回第九種優先株式 5,380 第十回第十三種優先株式 16,000	普通株式 41,425 第三回第二種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第六回第六種優先株式 11,000 第七回第七種優先株式 8,000 第八回第八種優先株式 17,500 第九回第九種優先株式 5,380 第十回第十三種優先株式 16,000

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
自己資本比率	%		2.8	2.8		3.1
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.61	10.36	12.10	10.23	12.12
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	16,240 [10,631]	16,921 [11,770]	17,875 [11,415]	15,621 [11,212]	16,400 [11,717]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き平成19年3月から相殺しております。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

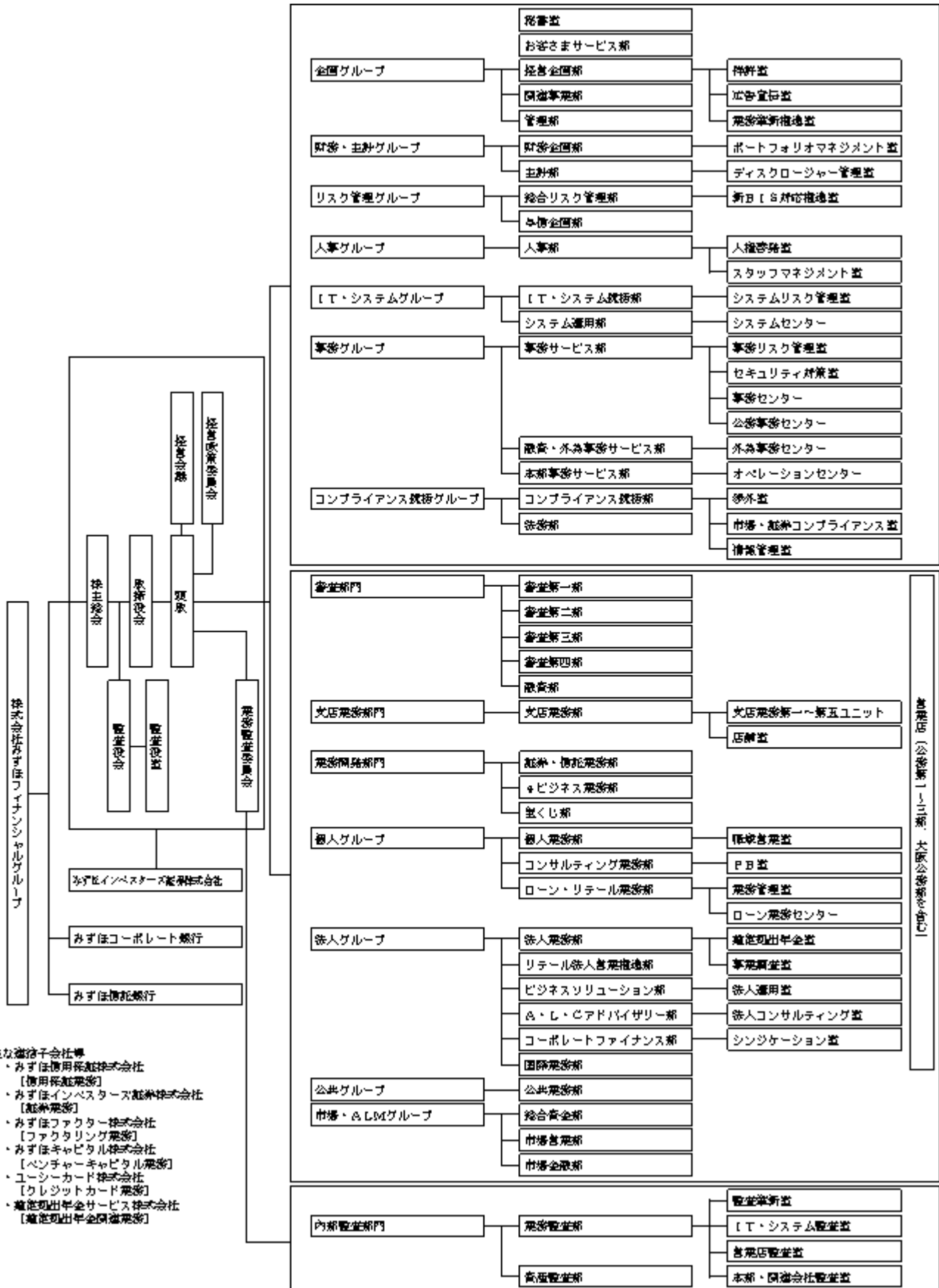
「みずほフィナンシャルグループ」(以下、「当グループ」という)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社137社及び持分法適用関連会社22社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間における主な子会社等の異動は以下のとおりです。

ユーシーカード(株)は、当行の子会社から関連会社に変更になっております。日本抵当証券(株)は当行の関連会社から外れております。

なお、当行の平成19年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下の通りであります。



当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記の通りとなります。

銀行業：(株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)

証券業：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほファクター(株)、みずほキャピタル(株)、ユーシーカード(株)、確定拠出年金サービス(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。
ユーシーカード株式会社、エムエイチカードサービス株式会社
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。
日本担当証券株式会社
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数（人）	24,385 [16,950]	2,481 [317]	1,066 [391]	27,932 [17,658]

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。嘱託及び臨時従業員17,623人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	17,875 [11,415]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員33人（取締役兼務者の7人を含まず）、嘱託及び臨時従業員11,382人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数（行外への出向者を含む）は16,822人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当中間期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国ではサブプライム住宅ローン問題等を背景にやや成長が鈍化しましたが、中国を始めとするアジアでの高成長により、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の堅調により企業業績の改善は続きましたが、個人消費の伸び悩み等により、国内需要の伸びは鈍化しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続いたものの、耐久消費財の下落等から消費者物価の前年比はゼロ%近傍で推移しました。これらを受けて、日本銀行は金利の引上げを見送っています。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は米国経済の減速懸念等を背景に一時下落しましたが、その後はほぼ横ばいで推移しました。長期金利につきましては、日本経済の堅調に伴う利上げ期待から一時上昇しましたが、米国金利の低下の影響もあり、当中間期後半は期初の水準で推移しました。

金融界においては、各金融機関がそれぞれの特色を活かした戦略を展開しております。当グループにおいては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲につきましては、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は34社、持分法適用関連会社は10社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）の連結損益状況

既述の金融経済環境のもと、みずほフィナンシャルグループの連結中間純利益は前年同期比652億円減少し、3,270億円となりました。

当行の連結業績について見ますと、当中間連結会計期間の経常収益は、前年同期比719億円増加し、7,529億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が、貸出金利回りの改善等により同907億円増加の4,563億円、役務取引等収益が、同142億円減少の1,413億円、特定取引収益が同160億円増加の496億円、その他業務収益が同379億円減少の623億円、などとなっております。

一方、経常費用は前年同期比1,728億円増加の6,167億円となりました。これは、資金調達費用が金利の上昇等により同823億円増加の1,322億円、営業経費が同43億円増加の3,008億円、その他経常費用が、同974億円増加の1,252億円となったこと、などによるものであります。これらにより、連結経常利益は同1,009億円減少の1,361億円となりました。

特別利益は、前年同期比54億円減少の160億円、特別損失は、同108億円減少の40億円となった結果、税金等調整前中間純利益は同955億円減少の1,481億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比1億円減少の106億円となり、法人税等調整額は、同727億円減少して62億円、少数株主利益は同22億円増加し124億円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は前年同期比249億円減少の1,188億円となりました。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）の連結貸借対照表

[資産の部]

コールローン及び買入手形が前年同期比2兆4,600億円増加の4兆4,900億円となりましたが、債券貸借取引支払保証金が同9,002億円減少の1兆8,709億円、有価証券が同1兆2,370億円減少の16兆5,828億円、貸出金が同6,545億円減少の33兆4,746億円、支払承諾見返が同1兆4,985億円減少の1兆5,835億円となったことなどにより、資産の部合計は同1兆8,292億円減少の68兆2,566億円となりました。

[負債の部]

預金が前年同期比1兆1,782億円増加の51兆9,625億円となりましたが、譲渡性預金が同7,753億円減少の8,025億円、支払承諾が同1兆4,985億円減少の1兆5,835億円となったことなどにより、負債の部合計は同1兆8,399億円減少の65兆8,985億円となりました。

[純資産の部]

純資産の部合計は前年同期比107億円増加の2兆3,581億円、1株当たり純資産額は233,609円29銭となりました。

自己資本比率

前連結会計年度よりバーゼル 自己資本比率を算出しております。国内基準によるバーゼル 連結自己資本比率は12.25%、バーゼル 単体自己資本比率は12.10%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常利益1,361億円は、銀行業で1,037億円、証券業で298億円、その他事業で47億円（但し、相殺消去額等控除前）の利益を計上したことによるものであります。なお、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引支払保証金の減少、預金や債券貸借取引受入担保金の増加等を反映し、前年同期比4兆244億円増加の4,956億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し、同3兆5,778億円減少の4,788億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、同756億円減少の2,693億円となりました。なお、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、同1,311億円増加の1兆7,347億円となっております。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で3,222億円、証券業で5億円、その他事業で14億円、相殺消去後で合計3,240億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で759億円、証券業で314億円、その他事業で48億円、相殺消去後で合計1,099億円となりました。特定取引収支は、銀行業で287億円、証券業で209億円、合計496億円となりました。その他業務収支は、銀行業で352億円、証券業で2億円、その他事業で 0億円、相殺消去後で合計354億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	313,555	630	1,674	176	315,684
	当中間連結会計期間	322,223	505	1,489	164	324,054
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	362,838	981	2,971	1,207	365,582
	当中間連結会計期間	452,360	2,126	3,256	1,404	456,337
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	49,282	350	1,296	1,031	49,898
	当中間連結会計期間	130,136	1,620	1,766	1,239	132,283
役務取引等収支	前中間連結会計期間	84,287	29,524	11,169	2,266	122,714
	当中間連結会計期間	75,916	31,491	4,851	2,314	109,945
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	110,816	30,730	17,174	3,083	155,638
	当中間連結会計期間	104,965	32,534	6,425	2,557	141,368
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	26,529	1,206	6,005	817	32,923
	当中間連結会計期間	29,048	1,043	1,574	243	31,422
特定取引収支	前中間連結会計期間	15,668	17,096			32,764
	当中間連結会計期間	28,746	20,937			49,683
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	16,517	17,096			33,613
	当中間連結会計期間	28,750	20,937			49,687
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	848				848
	当中間連結会計期間	4				4
その他業務収支	前中間連結会計期間	60,527	223	3,788	154	64,384
	当中間連結会計期間	35,215	292	84	22	35,400
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	93,938	223	6,317	161	100,317
	当中間連結会計期間	62,072	292	1	22	62,344
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	33,410		2,529	7	35,932
	当中間連結会計期間	26,856		86		26,943

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2)国内・海外別収支

国内の資金運用収支は3,159億円、海外の資金運用収支は83億円となり、資金運用収支の合計額（相殺消去後）は3,240億円となりました。また、役務取引等収支は1,099億円、特定取引収支は496億円、その他業務収支は354億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	309,732	6,055	103	315,684
	当中間連結会計期間	315,951	8,303	200	324,054
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	365,541	10,911	10,870	365,582
	当中間連結会計期間	456,338	12,131	12,131	456,337
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	55,809	4,856	10,767	49,898
	当中間連結会計期間	140,386	3,827	11,931	132,283
役務取引等収支	前中間連結会計期間	122,773	70	11	122,714
	当中間連結会計期間	110,531	585	0	109,945
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	155,697		58	155,638
	当中間連結会計期間	141,415		46	141,368
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	32,923	70	70	32,923
	当中間連結会計期間	30,883	585	46	31,422
特定取引収支	前中間連結会計期間	32,764			32,764
	当中間連結会計期間	49,683			49,683
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	33,613			33,613
	当中間連結会計期間	49,687			49,687
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	848			848
	当中間連結会計期間	4			4
その他業務収支	前中間連結会計期間	64,391	7		64,384
	当中間連結会計期間	35,410	10		35,400
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	100,317			100,317
	当中間連結会計期間	62,344			62,344
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	35,925	7		35,932
	当中間連結会計期間	26,933	10		26,943

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(3)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は60兆3,772億円となり、主な内訳として貸出金33兆4,610億円、有価証券16兆9,623億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は6,527億円となりました。また利回りは、国内で1.50%、海外で3.70%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は60兆7,667億円となり、主な内訳として預金で51兆8,989億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は2,536億円となりました。また、利回りは国内で0.46%、海外で3.01%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は60兆3,695億円、利息は4,563億円、利回りは1.50%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は60兆3,676億円、利息は1,322億円、利回りは0.43%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	59,552,836	365,541	1.22
	当中間連結会計期間	60,377,277	456,338	1.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,263,157	272,061	1.63
	当中間連結会計期間	33,461,030	321,313	1.91
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,820,750	61,480	0.65
	当中間連結会計期間	16,962,373	82,637	0.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,136,555	2,278	0.21
	当中間連結会計期間	3,981,840	13,234	0.66
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	12,730	5	0.08
	当中間連結会計期間	16,193	44	0.54
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	2,082,178	2,005	0.19
	当中間連結会計期間	2,047,599	6,028	0.58
うち預け金	前中間連結会計期間	890,810	14,066	3.15
	当中間連結会計期間	999,043	13,903	2.77
資金調達勘定	前中間連結会計期間	60,241,549	55,809	0.18
	当中間連結会計期間	60,766,771	140,386	0.46
うち預金	前中間連結会計期間	50,808,660	28,525	0.11
	当中間連結会計期間	51,898,906	74,602	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,084,859	1,192	0.11
	当中間連結会計期間	1,490,878	3,833	0.51
うち債券	前中間連結会計期間	1,930,399	1,098	0.11
	当中間連結会計期間	1,410,143	1,581	0.22
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,519,088	801	0.10
	当中間連結会計期間	1,715,890	4,193	0.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	109,044	69	0.12
	当中間連結会計期間	127,933	328	0.51
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,053,743	2,340	0.22
	当中間連結会計期間	2,194,370	19,169	1.74
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	1,325,379	18,774	2.82
	当中間連結会計期間	1,288,368	20,326	3.14

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	703,920	10,911	3.09
	当中間連結会計期間	652,794	12,131	3.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	703,920	10,870	3.08
	当中間連結会計期間	652,794	12,131	3.70
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	391,644	4,856	2.47
	当中間連結会計期間	253,694	3,827	3.01
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

（注）1．平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．「海外」とは、海外連結子会社であります。

3．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	60,256,757	709,518	59,547,238	376,453	10,870	365,582	1.22
	当中間連結会計期間	61,030,071	660,496	60,369,574	468,469	12,131	456,337	1.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,967,078	703,920	33,263,157	282,931	10,870	272,061	1.63
	当中間連結会計期間	34,113,824	652,794	33,461,030	333,445	12,131	321,313	1.91
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,820,750	5,597	18,815,152	61,480	0	61,480	0.65
	当中間連結会計期間	16,962,373	7,702	16,954,670	82,637	0	82,636	0.97
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	2,136,555		2,136,555	2,278		2,278	0.21
	当中間連結会計期間	3,981,840		3,981,840	13,234		13,234	0.66
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	12,730		12,730	5		5	0.08
	当中間連結会計期間	16,193		16,193	44		44	0.54
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,082,178		2,082,178	2,005		2,005	0.19
	当中間連結会計期間	2,047,599		2,047,599	6,028		6,028	0.58
うち預け金	前中間連結会計期間	890,810		890,810	14,066		14,066	3.15
	当中間連結会計期間	999,043		999,043	13,903		13,903	2.77
資金調達勘定	前中間連結会計期間	60,633,194	703,920	59,929,273	60,665	10,767	49,898	0.16
	当中間連結会計期間	61,020,466	652,794	60,367,672	144,214	11,931	132,283	0.43
うち預金	前中間連結会計期間	50,808,660		50,808,660	28,525		28,525	0.11
	当中間連結会計期間	51,898,906		51,898,906	74,602		74,602	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,084,859		2,084,859	1,192		1,192	0.11
	当中間連結会計期間	1,490,878		1,490,878	3,833		3,833	0.51
うち債券	前中間連結会計期間	1,930,399		1,930,399	1,098		1,098	0.11
	当中間連結会計期間	1,410,143		1,410,143	1,581		1,581	0.22
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,519,088		1,519,088	801		801	0.10
	当中間連結会計期間	1,715,890		1,715,890	4,193		4,193	0.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	109,044		109,044	69		69	0.12
	当中間連結会計期間	127,933		127,933	328		328	0.51
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,053,743		2,053,743	2,340		2,340	0.22
	当中間連結会計期間	2,194,370		2,194,370	19,169		19,169	1.74
うちコマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	1,325,379	703,920	621,458	18,774	10,767	8,007	2.57
	当中間連結会計期間	1,288,368	652,794	635,574	20,326	11,931	8,395	2.63

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内で1,413億円となり、主な内訳として為替業務448億円、証券関連業務323億円、預金・債券・貸出業務179億円となりました。また、役務取引等費用は314億円で、そのうち為替業務が137億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	155,697		58	155,638
	当中間連結会計期間	141,415		46	141,368
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	23,048			23,048
	当中間連結会計期間	17,919			17,919
うち為替業務	前中間連結会計期間	44,348			44,348
	当中間連結会計期間	44,896			44,896
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	30,493			30,493
	当中間連結会計期間	32,303			32,303
うち代理業務	前中間連結会計期間	19,163			19,163
	当中間連結会計期間	7,493			7,493
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,889			2,889
	当中間連結会計期間	2,801			2,801
うち保証業務	前中間連結会計期間	9,740			9,740
	当中間連結会計期間	9,603			9,603
役務取引等費用	前中間連結会計期間	32,923	70	70	32,923
	当中間連結会計期間	30,883	585	46	31,422
うち為替業務	前中間連結会計期間	11,983			11,983
	当中間連結会計期間	13,765			13,765

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(5) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で496億円となり、主な内訳として特定金融派生商品収益265億円となりました。

また、特定取引費用はすべて国内で0億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	33,613			33,613
	当中間連結会計期間	49,687			49,687
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	17,074			17,074
	当中間連結会計期間	20,899			20,899
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	15,678			15,678
	当中間連結会計期間	26,575			26,575
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	860			860
	当中間連結会計期間	2,212			2,212
特定取引費用	前中間連結会計期間	848			848
	当中間連結会計期間	4			4
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	848			848
	当中間連結会計期間	4			4
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆5,339億円となり、主な内訳として商品有価証券4,934億円、特定金融派生商品2,809億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で5,353億円となり、主な内訳として売付商品債券3,279億円、特定金融派生商品2,070億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	1,659,152			1,659,152
	当中間連結会計期間	1,533,966			1,533,966
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	618,227			618,227
	当中間連結会計期間	493,450			493,450
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	171			171
	当中間連結会計期間	296			296
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	32			32
	当中間連結会計期間	294			294
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	353,917			353,917
	当中間連結会計期間	280,945			280,945
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	686,803			686,803
	当中間連結会計期間	758,979			758,979
特定取引負債	前中間連結会計期間	595,740			595,740
	当中間連結会計期間	535,306			535,306
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	319,295			319,295
	当中間連結会計期間	327,931			327,931
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	118			118
	当中間連結会計期間	274			274
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2			2
	当中間連結会計期間	28			28
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	276,324			276,324
	当中間連結会計期間	207,072			207,072
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6)国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	50,784,294			50,784,294
	当中間連結会計期間	51,962,533			51,962,533
うち流動性預金	前中間連結会計期間	31,067,528			31,067,528
	当中間連結会計期間	30,440,554			30,440,554
うち定期性預金	前中間連結会計期間	18,177,367			18,177,367
	当中間連結会計期間	20,018,005			20,018,005
うちその他	前中間連結会計期間	1,539,398			1,539,398
	当中間連結会計期間	1,503,974			1,503,974
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,577,830			1,577,830
	当中間連結会計期間	802,530			802,530
総合計	前中間連結会計期間	52,362,124			52,362,124
	当中間連結会計期間	52,765,063			52,765,063

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7)国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	1,269,301		1,269,301
	当中間連結会計期間	1,048,104		1,048,104
割引みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	547,928		547,928
	当中間連結会計期間	208,690		208,690
合計	前中間連結会計期間	1,817,230		1,817,230
	当中間連結会計期間	1,256,794		1,256,794

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	34,129,221	100.00	33,474,665	100.00
製造業	3,086,329	9.04	3,132,656	9.36
農業	37,400	0.11	34,377	0.10
林業	1,124	0.00	974	0.00
漁業	2,033	0.01	1,911	0.01
鉱業	10,915	0.03	8,514	0.03
建設業	774,747	2.27	714,593	2.14
電気・ガス・熱供給・水道業	84,820	0.25	81,718	0.24
情報通信業	388,176	1.14	375,699	1.12
運輸業	936,287	2.74	970,799	2.90
卸売・小売業	4,178,217	12.24	4,036,285	12.06
金融・保険業	2,155,282	6.32	1,958,615	5.85
不動産業	3,587,012	10.51	3,457,417	10.33
各種サービス業	3,507,515	10.28	3,277,853	9.79
地方公共団体	274,155	0.80	285,966	0.85
政府等	3,693,770	10.82	3,494,459	10.44
その他	11,411,436	33.44	11,642,826	34.78
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	34,129,221		33,474,665	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年9月30日	インドネシア	700
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成19年9月30日	対象国なし	
	（資産の総額に対する割合：％）	

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	13,145,014		13,145,014
	当中間連結会計期間	11,258,628		11,258,628
地方債	前中間連結会計期間	117,034		117,034
	当中間連結会計期間	96,489		96,489
社債	前中間連結会計期間	2,058,882		2,058,882
	当中間連結会計期間	2,178,484		2,178,484
株式	前中間連結会計期間	1,500,732		1,500,732
	当中間連結会計期間	1,403,353		1,403,353
その他の証券	前中間連結会計期間	998,178		998,178
	当中間連結会計期間	1,645,861		1,645,861
合計	前中間連結会計期間	17,819,842		17,819,842
	当中間連結会計期間	16,582,816		16,582,816

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2．「海外」とは、海外連結子会社であります。
3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	477,056	466,934	10,122
経費(除く臨時処理分)	260,413	267,235	6,822
人件費	68,001	64,243	3,758
物件費	176,436	186,111	9,675
税金	15,975	16,881	905
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	216,642	199,698	16,944
一般貸倒引当金繰入額	-	10,044	10,044
業務純益	216,642	209,743	6,899
うち国債等債券損益	13,877	681	13,196
臨時損益	6,984	113,761	106,776
株式関係損益	2,202	12,463	10,261
不良債権処理額	9,075	102,918	93,843
その他	112	23,306	23,194
経常利益	209,658	95,981	113,676
特別損益	200	9,705	9,905
うち固定資産処分損益	1,732	634	1,097
うち減損損失	2,338	949	1,389
うち貸倒引当金繰入額等	3,806	11,112	7,306
税引前中間純利益	209,457	105,687	103,770
法人税、住民税及び事業税	260	243	16
法人税等調整額	83,781	4,547	79,234
中間純利益	125,415	100,896	24,519

与信関係費用	+ +	5,268	81,761	76,493
--------	-----	-------	--------	--------

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金繰入額	5,074	10,044	4,970
貸出金償却	8,759	36,984	28,225
個別貸倒引当金繰入額	1,284	52,064	50,780
特定海外債権引当勘定繰入額	16	51	35
その他債権売却損等	316	2,808	2,492
合計	5,268	81,761	76,493

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
（1）資金運用利回	1.11	1.36	0.25
（イ）貸出金利回	1.55	1.83	0.27
（ロ）有価証券利回	0.58	0.72	0.14
（2）資金調達原価（含む経費）	0.93	1.18	0.25
（イ）預金債券等原価（含む経費）	0.97	1.17	0.19
預金債券等利回	0.06	0.24	0.18
（ロ）外部負債利回	0.46	0.73	0.27
（3）総資金利鞘	-	0.18	0.00
（4）預貸金利鞘	-	0.58	0.07
（5）預貸金利回差	-	1.49	0.09

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「貸出金利回」は、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。

3. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

4. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	46.3	40.6	5.7
業務純益ベース	46.3	42.7	3.6
中間純利益ベース	26.8	20.5	6.2

（注）

当期純利益等（1） - 普通株主に帰属しない金額（2）

自己資本利益率 = $\frac{\text{当期純利益等（1） - 普通株主に帰属しない金額（2）}}{\text{（期首株主資本および評価・換算差額等（3） - 期首発行済優先株式数 × 発行価額） + （期末株主資本および評価・換算差額等 - 期末発行済優先株式数 × 発行価額）} \div 2} \times 100$

{ (期首株主資本および評価・換算差額等(3) - 期首発行済優先株式数 × 発行価額) + (期末株主資本および評価・換算差額等 - 期末発行済優先株式数 × 発行価額) } ÷ 2

(1) 中間純利益等 × 365日 / 183日

(2) 剰余金の配当による優先配当額等

(3) 前中間会計期間については、旧資本の部を使用

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	50,834,799	52,012,039	1,177,240
預金（平残）	50,862,204	51,955,900	1,093,696
債券（未残）	1,817,230	1,256,794	560,435
債券（平残）	1,930,399	1,410,143	520,255
貸出金（未残）	34,179,684	33,519,576	660,107
貸出金（平残）	33,317,243	33,513,150	195,907

(2)個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	29,991,673	31,279,769	1,288,096
一般法人	18,247,652	17,999,160	248,491
金融機関・政府公金	2,550,435	2,682,161	131,726
合計	50,789,761	51,961,091	1,171,330

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	11,581,255	11,756,662	175,407
うち住宅ローン残高	10,568,608	10,720,547	151,939
うち居住用住宅ローン残高	9,137,128	9,443,620	306,492
うちその他ローン残高	1,012,647	1,036,115	23,468

(4)中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	75.6	75.2	0.3
中小企業等貸出金残高	百万円	25,867,773	25,239,370	628,403

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	297,712	306,495
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	22	83
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	351,506	409,267
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	297,635	349,844
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	6,008
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	2,061,542	2,122,184
	繰延税金資産の控除金額() (注2)	-	-
計 (A)	2,061,542	2,122,184	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	94,137	85,245
	一般貸倒引当金	259,094	1,157
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	24,313
	負債性資本調達手段等	1,166,405	1,236,092
	うち永久劣後債務(注4)	468,385	367,772
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	698,020	868,320
	計	1,519,637	1,346,809
うち自己資本への算入額 (B)	1,469,418	1,346,809	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	37,021	48,251
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,493,939	3,420,742

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	31,246,900	22,391,002
	オフ・バランス取引等項目	2,173,269	3,040,317
	信用リスク・アセットの額 (F)	33,420,169	25,431,319
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)		105,095
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)		8,407
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)		2,017,721
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		161,417
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (K)		359,451
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	33,420,169	27,913,587	
連結自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		10.45	12.25
(参考)Tier 1比率 = A / L × 100 (%)			7.60

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年9月30日における当行の「繰延税金資産の純額に相当する額」は361,903百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は636,655百万円であります。
3. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	その他利益剰余金	272,862	266,343
	その他	297,786	349,972
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	6,008
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	37,924
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	1,982,995	1,984,728
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	1,982,995	1,984,728	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	94,137	85,245
	一般貸倒引当金	222,586	487
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	1,166,405	1,236,092
	うち永久劣後債務（注4）	468,385	367,772
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	698,020	868,320
	計	1,483,129	1,321,825
うち自己資本への算入額（B）	1,466,717	1,321,825	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注6）（D）	31,502	89,170
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	3,418,210	3,217,383
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	30,865,966	21,921,979
	オフ・バランス取引等項目	2,121,935	2,791,072
	信用リスク・アセットの額（F）	32,987,901	24,713,052
	マーケット・リスク相当額に係る額（H）/8%（G）	-	72,665
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	-	5,813
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（J）/8%（I）	-	1,792,154
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	-	143,372
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額（K）	-	-
計（（F）+（G）+（I）+（K））（L）	32,987,901	26,577,872	
単体自己資本比率（国内基準）= E / L × 100（%）		10.36	12.10
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		-	7.46

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年9月30日における当行の「繰延税金資産に相当する額」は367,247百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は595,418百万円であります。
3. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「M P C A」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C A優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「M P C E」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C E優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Aに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Aに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Aに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がM P C Eに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がM P C Eに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がM P C Eに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。	当行がMPCEに対して、分配可能額制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注3）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCE優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の許可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPCEの欄についてはMPCE）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

MPCA（MPCEについてはMPCE）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPCEについては本MPCE優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。（たとえば、MPCEのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCEから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「B K C I (U S D) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本 B K C I (U S D) 1 優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「B K C I (J P Y) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本 B K C I (J P Y) 1 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	432百万米ドル	1,200億円
払込日	平成18年3月13日	平成19年1月12日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額(注13)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がB K C I (J P Y) 1 に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (J P Y) 1 に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本 B K C I (U S D) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本 B K C I (J P Y) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本 B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本 B K C I (J P Y) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注13)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本 B K C I (U S D) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本 B K C I (J P Y) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

(注)7. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本BKKCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKKCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本BKKCI(USD)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKKCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKKCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われた本BKKCI(USD)1優先出資証券および6月の本BKKCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKKCI(USD)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本BKKCI(USD)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

13. 本BKKCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKKCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本BKKCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKKCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKKCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われた本BKKCI(JPY)1優先出資証券および6月の本BKKCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKKCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本BKKCI(JPY)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年金融再生委員会規則第2号)が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、平成19年3月31日から資産の査定の額に社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)を含んでおります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	901	1,138
危険債権	2,331	3,634
要管理債権	2,132	2,325
正常債権	368,363	358,455

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、平成17年度から推進してまいりました事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の総仕上げとして、企業価値を飛躍的に拡大させるべく、お客さまニーズに基づく三つのグローバルグループが、それぞれの特徴を活かして、収益力の増強に取り組む「ビジネスポートフォリオ戦略」を一層進めてまいります。併せて、お客さまの立場に立って「コーポレートマネジメント戦略」を進め、盤石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、お客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

[ビジネスポートフォリオ戦略]

当行は、更なる商品・サービス強化策として、個人のお客さまにより重点を置いた店舗「パーソナルスクエア」を積極的に展開するとともに、会員制サービス「みずほマイレージクラブ」の一層の充実、個人ローン分野におけるチャネルの拡充や新商品開発、幅広い運用ニーズに対するコンサルティング機能の強化等に取り組んでまいります。一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、M&A、事業承継、株式公開支援や海外進出支援等のアドバイザリー機能を強化する等、ますます多様化、高度化するお客さまのニーズに最適なソリューションを提供してまいります。これらの諸施策に加え、本部組織のスリム化・営業店への人員シフトを断行し、お客さまとのリレーションシップをこれまで以上に深め、強めていくことにより、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

[コーポレートマネジメント戦略]

当グループは、持株会社であるみずほフィナンシャルグループを中心に、強固な内部管理態勢を構築するために、懸念事案を早期に発見する態勢の構築など法令遵守態勢強化への取組、銀行の健全性についての新たな国際標準である「パーゼル」規制への対応、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の一層の強化等を進めております。

また、CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取組の推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指して、ビジネスポートフォリオ戦略とコーポレートマネジメント戦略を着実に実行し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】
該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,919,999
第二種優先株式	5,683
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第六種優先株式	71,250
第七種優先株式	71,250
第八種優先株式	18,200
第九種優先株式	18,200
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,254,582

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月27日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,927,401	同左		当行における標準となる株式 (注)2
第三回第二種優先株式	5,683	同左		(注)2、3
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)2、4
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)2、5
第六回第六種優先株式	71,250	同左		(注)2、6
第七回第七種優先株式	71,250	同左		(注)2、7
第八回第八種優先株式	18,200	同左		(注)2、8
第九回第九種優先株式	18,200	同左		(注)2、9
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)2、10
計	6,061,984	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

3. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得比率

当初取得比率は、3.060とする。

取得比率の修正

当初取得比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される取得比率に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とする。

取得比率の調整

取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times \text{取得比率}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降は、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、77万9,400円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(5) 優先株式の一斉取得

平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(7) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、54万円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の70%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、83万8,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他の一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、83万8,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

10. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日		6,061,984		650,000,000		762,345,829

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,927,401	100.00
計		3,927,401	100.00

第三回第二種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,683	100.00
計		5,683	100.00

第四回第四種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,134,583		各種の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 3～10に記載のとおりであります。 (注)
第三回第二種優先株式	5,683		
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第六回第六種優先株式	71,250		
第七回第七種優先株式	71,250		
第八回第八種優先株式	18,200		
第九回第九種優先株式	18,200		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,927,401	3,927,401	当行における標準となる株式であります。 (注)
端株			
発行済株式総数	6,061,984		
総株主の議決権		3,927,401	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		2,432,558	3.47	2,657,418	3.89	2,880,567	4.21
コールローン及び買入手形		2,030,000	2.90	4,490,000	6.58	4,340,000	6.34
買現先勘定		5,891	0.01	4,995	0.01	5,093	0.01
債券貸借取引支払保証金		2,771,209	3.95	1,870,979	2.74	2,959,656	4.32
買入金銭債権		2,469,277	3.52	2,797,221	4.10	2,880,337	4.21
特定取引資産	2,8	1,659,152	2.37	1,533,966	2.25	1,240,019	1.81
金銭の信託		16,663	0.02	15,685	0.02	29,686	0.04
有価証券	1,2, 8,16, 3,4, 5,6,7, 8,9	17,819,842	25.43	16,582,816	24.29	15,057,109	22.00
貸出金		34,129,221	48.70	33,474,665	49.04	34,005,729	49.69
外国為替	7	131,474	0.19	121,389	0.18	131,895	0.19
その他資産	8	2,839,962	4.05	2,474,236	3.63	2,672,960	3.91
有形固定資産	10, 11,12	618,614	0.88	610,589	0.89	616,334	0.90
無形固定資産		126,692	0.18	133,128	0.20	138,950	0.20
債券繰延資産		57	0.00	3	0.00	21	0.00
繰延税金資産		342,539	0.49	369,998	0.54	338,779	0.50
支払承諾見返	15,16	3,082,047	4.40	1,583,527	2.32	1,591,893	2.33
貸倒引当金		389,163	0.56	463,869	0.68	452,422	0.66
投資損失引当金		121	0.00	69	0.00	67	0.00
資産の部合計		70,085,921	100.00	68,256,683	100.00	68,436,545	100.00
(負債の部)							
預金	8	50,784,294	72.46	51,962,533	76.13	53,054,306	77.52
譲渡性預金		1,577,830	2.25	802,530	1.18	974,010	1.42
債券		1,817,230	2.59	1,256,794	1.84	1,564,366	2.29
コールマネー及び売渡手形	8	1,632,300	2.33	1,359,200	1.99	1,517,400	2.22
売現先勘定	8	256,679	0.37	219,684	0.32	38,625	0.06
債券貸借取引受入担保金	8	1,812,481	2.59	2,398,461	3.51	1,787,863	2.61
特定取引負債		595,740	0.85	535,306	0.79	570,870	0.83
借入金	8,13	1,097,718	1.57	630,078	0.92	492,375	0.72
外国為替		15,598	0.02	17,146	0.03	13,703	0.02
短期社債		44,783	0.07	44,663	0.07	42,070	0.06
社債	14	748,967	1.07	800,700	1.17	821,689	1.20
その他負債	8	4,149,700	5.92	4,164,596	6.10	3,231,056	4.72
賞与引当金		9,578	0.01	11,196	0.02	10,841	0.02
退職給付引当金		9,505	0.01	7,962	0.01	9,114	0.01
役員退職慰労引当金		-	-	1,978	0.00	2,170	0.00
ポイント引当金		1,250	0.00	6,196	0.01	3,773	0.01
預金払戻損失引当金		-	-	8,605	0.01	-	-
特別法上の引当金		651	0.00	642	0.00	652	0.00
繰延税金負債		15,479	0.02	8,094	0.01	10,242	0.01
再評価に係る繰延税金負債	10	86,707	0.12	78,662	0.12	79,797	0.12
支払承諾	15,16	3,082,047	4.40	1,583,527	2.32	1,591,893	2.33
負債の部合計		67,738,547	96.65	65,898,561	96.55	65,816,823	96.17

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		650,000	0.93	650,000	0.95	650,000	0.95
資本剰余金		762,345	1.09	762,345	1.12	762,345	1.11
利益剰余金		297,719	0.42	306,623	0.45	386,137	0.57
株主資本合計		1,710,065	2.44	1,718,969	2.52	1,798,482	2.63
その他有価証券評価差額金		194,735	0.28	141,585	0.21	250,919	0.37
繰延ヘッジ損益		67,459	0.10	52,066	0.08	59,174	0.09
土地再評価差額金	10	122,486	0.18	110,771	0.16	112,397	0.16
為替換算調整勘定		22	0.00	83	0.00	9	0.00
評価・換算差額等合計		249,738	0.36	200,374	0.29	304,133	0.44
少数株主持分		387,570	0.55	438,778	0.64	517,106	0.76
純資産の部合計		2,347,374	3.35	2,358,122	3.45	2,619,722	3.83
負債及び純資産の部合計		70,085,921	100.00	68,256,683	100.00	68,436,545	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		681,018	100.00	752,939	100.00	1,432,814	100.00
資金運用収益		365,582		456,337		782,169	
(うち貸出金利息)		(272,061)		(321,313)		(570,609)	
(うち有価証券利息配当 金)		(61,480)		(82,636)		(136,911)	
役務取引等収益		155,638		141,368		318,361	
特定取引収益		33,613		49,687		75,200	
その他業務収益		100,317		62,344		197,519	
その他経常収益	1	25,865		43,200		59,562	
経常費用		443,923	65.19	616,775	81.92	1,206,055	84.17
資金調達費用		49,898		132,284		141,564	
(うち預金利息)		(28,525)		(74,602)		(79,750)	
(うち債券利息)		(1,098)		(1,581)		(2,545)	
役務取引等費用		32,923		31,422		57,834	
特定取引費用		848		4		1,187	
その他業務費用		35,932		26,943		67,301	
営業経費		296,475		300,825		598,432	
その他経常費用	2	27,843		125,294		339,735	
経常利益		237,094	34.81	136,164	18.08	226,758	15.83
特別利益	3	21,495	3.16	16,013	2.13	123,136	8.59
特別損失	4,5	14,938	2.19	4,042	0.54	17,010	1.19
税金等調整前中間(当期)純 利益		243,652	35.78	148,135	19.67	332,884	23.23
法人税、住民税及び事業税		10,777	1.58	10,651	1.41	15,133	1.05
法人税等調整額		78,964	11.60	6,210	0.82	72,744	5.08
少数株主利益		10,144	1.49	12,409	1.65	22,910	1.60
中間(当期)純利益		143,766	21.11	118,864	15.79	222,095	15.50

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	650,000	762,345	275,065	-	1,687,411
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	130,625	-	130,625
役員賞与（注）	-	-	29	-	29
中間純利益	-	-	143,766	-	143,766
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	9,542	-	9,542
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	22,653	-	22,653
平成18年9月30日残高（百万円）	650,000	762,345	297,719	-	1,710,065

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	211,075	-	132,028	-	343,103	393,860	2,424,375
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	130,625
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	-	29
中間純利益	-	-	-	-	-	-	143,766
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	9,542
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	16,339	67,459	9,542	22	93,365	6,289	99,654
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	16,339	67,459	9,542	22	93,365	6,289	77,000
平成18年9月30日残高（百万円）	194,735	67,459	122,486	22	249,738	387,570	2,347,374

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高（百万円）	650,000	762,345	386,137	1,798,482
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）	-	-	200,003	200,003
中間純利益	-	-	118,864	118,864
土地再評価差額金の取崩	-	-	1,625	1,625
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	79,513	79,513
平成19年9月30日残高（百万円）	650,000	762,345	306,623	1,718,969

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高（百万円）	250,919	59,174	112,397	9	304,133	517,106	2,619,722
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	200,003
中間純利益	-	-	-	-	-	-	118,864
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	1,625
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	109,334	7,107	1,625	93	103,758	78,327	182,086
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	109,334	7,107	1,625	93	103,758	78,327	261,599
平成19年9月30日残高（百万円）	141,585	52,066	110,771	83	200,374	438,778	2,358,122

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	650,000	762,345	275,065	-	1,687,411
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	130,625	-	130,625
役員賞与（注）	-	-	29	-	29
当期純利益	-	-	222,095	-	222,095
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	19,631	-	19,631
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	-	-	111,071	-	111,071
平成19年3月31日 残高 （百万円）	650,000	762,345	386,137	-	1,798,482

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	211,075	-	132,028	-	343,103	393,860	2,424,375
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	130,625
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	-	29
当期純利益	-	-	-	-	-	-	222,095
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	19,631
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	39,844	59,174	19,631	9	38,970	123,245	84,274
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	39,844	59,174	19,631	9	38,970	123,245	195,346
平成19年3月31日 残高 （百万円）	250,919	59,174	112,397	9	304,133	517,106	2,619,722

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		243,652	148,135	332,884
減価償却費		34,653	35,982	71,707
減損損失		2,338	949	3,346
持分法による投資損益()		426	293	1,108
貸倒引当金の増加額		22,627	11,566	40,632
投資損失引当金の増加額		27	1	26
賞与引当金の増加額		229	866	1,492
退職給付引当金の増加額		88	225	479
役員退職慰労引当金の増加額		-	191	2,170
ポイント引当金の増加額		-	2,422	-
預金払戻損失引当金の増加額		-	8,605	-
資金運用収益		365,582	456,337	782,169
資金調達費用		49,898	132,284	141,564
有価証券関係損益()		5,304	16,038	172,811
金銭の信託の運用損益()		15	47	71
為替差損益()		2,533	3,504	3,872
固定資産処分損益()		1,880	725	2,957
退職給付信託返還損益()		-	-	70,658
特定取引資産の純増()減		767,850	293,946	348,717
特定取引負債の純増減()		10,563	35,563	14,307
貸出金の純増()減		1,621	541,979	125,113
預金の純増減()		1,520,513	1,092,385	724,837
譲渡性預金の純増減()		359,750	171,480	963,570
債券の純増減()		199,384	307,571	452,247
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		597,187	107,091	11,694
預け金(中央銀行預け金を 除く)の純増()減		186,590	32,341	122,211
コールローン等の純増() 減		170,776	66,785	2,891,039
債券貸借取引支払保証金の純 増()減		420,806	1,088,676	609,253
コールマネー等の純増減 ()		277,288	22,858	610,242
債券貸借取引受入担保金の純 増減()		919,459	610,597	944,077
外国為替(資産)の純増 ()減		2,970	10,506	3,391
外国為替(負債)の純増減 ()		4,350	3,443	6,245
短期社債(負債)の純増減()		15,783	10,592	13,070
資金運用による収入		359,978	452,002	767,740
資金調達による支出		47,919	121,761	128,037
役員賞与の支払額		70	-	70
その他		55,891	85,800	22,225
小計		3,516,810	505,011	5,323,492
法人税等の支払額		12,036	9,407	17,042
営業活動によるキャッシュ・ フロー		3,528,846	495,604	5,340,534

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		13,196,245	21,846,199	26,136,651
有価証券の売却による収入		5,990,157	15,579,277	13,202,984
有価証券の償還による収入		10,317,245	5,812,496	18,122,452
金銭の信託の増加による支出		21,092	15,000	56,276
金銭の信託の減少による収入		27,019	29,009	49,000
有形固定資産の取得による支出		16,447	21,557	56,953
無形固定資産の取得による支出		19,798	23,488	49,466
有形固定資産の売却による収入		18,089	5,351	47,711
無形固定資産の売却による収入		-	386	1,050
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		-	838	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,098,927	478,885	5,123,849
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		18,000	74,000	38,000
劣後特約付借入金返済による支出		56,000	38,000	96,000
劣後特約付社債の発行による収入		103,900	70,000	210,900
劣後特約付社債の償還による支出		116,400	90,767	150,700
配当金支払額		130,625	200,003	130,625
少数株主への配当金支払額		12,569	16,144	15,076
少数株主からの払込みによる収入		-	1,300	120,000
少数株主への払戻しによる支出		-	69,750	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		193,694	269,366	23,501
現金及び現金同等物に係る換算差額		146	129	348
現金及び現金同等物の増加額		623,467	252,517	239,838
現金及び現金同等物の期首残高		2,227,114	1,987,275	2,227,114
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		0	-	0
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	1,603,646	1,734,758	1,987,275

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 37社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社</p> <p>みずほ信用保証株式会社</p> <p>みずほファクター株式会社</p> <p>ユーシーカード株式会社</p> <p>みずほキャピタル株式会社</p> <p>なお、信用管理サービス株式会社は清算により連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社 34社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社</p> <p>みずほ信用保証株式会社</p> <p>みずほファクター株式会社</p> <p>みずほキャピタル株式会社</p> <p>なお、ユーシーカード株式会社他1社は株式の一部売却等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社5社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>連結子会社 36社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、MHBK Capital Investment(JPY) 1 Limitedは設立により当連結会計年度から連結しております。また、信用管理サービス株式会社他2社は清算により除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社 10社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、MH Capital Partners ,L.P.は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。	持分法適用の関連会社 10社 主要な会社名 ユーシーカード株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、ユーシーカード株式会社他1社は当中間連結会計期間から持分法を適用しております。また、日本抵当証券株式会社は売却により持分法適用の対象から除外しております。	持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、MH Capital Partners ,L.P.は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い持分法を適用しております。また、日本オー・シー・アール株式会社は清算により持分法適用の対象から除外しております。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 11社 9月末日 23社 12月最終営業日の前日 3社 (2) 12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 9社 9月末日 21社 12月最終営業日の前日 4社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 9社 3月末日 23社 6月最終営業日の前日 4社 (2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
4. 会計処理 基準に関する 事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が7,839百万円、「有価証券」が4,836百万円、「その他有価証券評価差額金」が7,529百万円減少するとともに、「繰延税金資産」が5,146百万円増加しております。</p> <p>なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記(6)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(口) 同左</p>	
	<p>(口) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。</p>		(口) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ330百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は751百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付で一部改正され（企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を債券から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付で一部改正され（企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券発行費用</p> <p>債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費 同左</p>	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は304,731百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は223,035百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は205,590百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募（証券取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に 対する損失に備えるため、有 価証券発行会社の財政状態等 を勘案して必要と認める額を 計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への 賞与の支払いに備えるため、 従業員に対する賞与の支給見 込額のうち、当中間連結会計 期間に帰属する額を計上して おります。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への 賞与の支払いに備えるため、 従業員に対する賞与の支給見 込額のうち、当連結会計年度 に帰属する額を計上しており ます。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払 年金費用)は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会 計年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基 づき、当中間連結会計期間末 において発生していると認め る額を計上しております。また、 数理計算上の差異は、主 として各発生連結会計年度に おける従業員の平均残存勤務 期間内の一定年数(10年~12 年)による定額法に基づき按 分した額をそれぞれ発生の翌 連結会計年度から損益処理し ております。	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払 年金費用)は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会 計年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基 づき、当中間連結会計期間末 において発生していると認め る額を計上しております。また、 数理計算上の差異は、各 発生連結会計年度における従 業員の平均残存勤務期間内の 一定年数(10年~12年)によ る定額法に基づき按分した額 をそれぞれ発生の翌連結会計 年度から損益処理しておりま す。	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払 年金費用)は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会 計年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基 づき、当連結会計年度末にお いて発生していると認める額 を計上しております。また、 数理計算上の差異は、主とし て各発生年度における従業員 の平均残存勤務期間内の一定 年数(10~12年)による定額 法に基づき按分した額をそれ ぞれ発生の翌連結会計年度か ら損益処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(10) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金 (会計方針の変更) 当行及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,731百万円減少しております。
	(11) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(11) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(11) ポイント引当金 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(12) 預金払戻損失引当金 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は8,605百万円減少しております。</p>	
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金651百万円であり、次のとおり計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金642百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金652百万円であり、次のとおり計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(15) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(15) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(15) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53,898百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は60,856百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37,650百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は41,618百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は45,173百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は50,027百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(八) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(八) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(八) 内部取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
	<p>(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(17) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(17) 消費税等の会計処理 同左</p>
5.(中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,027,263百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,161,790百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式2,675百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計347,534百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は70,055百万円、再貸付に供している有価証券は6,333百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,789,829百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は41,293百万円、延滞債権額は291,022百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式3,894百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計281,759百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は75,662百万円、再貸付に供している有価証券は53百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,902,789百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は25,901百万円、延滞債権額は407,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式3,175百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計323,539百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は68,843百万円、再貸付に供している有価証券は29,200百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,971,441百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,760百万円、延滞債権額は314,669百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,290百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,956百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は545,562百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は412,853百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,848百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は226,615百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は665,831百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は355,002百万円あります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,930百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,578百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,939百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は418,086百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																								
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>246,223百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,492,606百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,070,195百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>329百万円</td></tr> <tr><td>産</td><td></td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>264,869百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>946,600百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>250,383百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,772,725百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>607,180百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>債</td><td></td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」900百万円及び「有価証券」879,056百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は86,552百万円、先物取引差入証拠金は1,001百万円、その他の証拠金等は2,185百万円あります。</p>	特定取引	246,223百万円	資産		有価証券	2,492,606百万円	貸出金	4,070,195百万円	その他資産	329百万円	産		預金	264,869百万円	コールマ		ネー及び	946,600百万円	売渡手形		売現先勘	250,383百万円	定		債券貸借		取引受入	1,772,725百万円	担保金		借入金	607,180百万円	その他負債	60百万円	債		<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>287,464百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,204,811百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,568,459百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,067百万円</td></tr> <tr><td>産</td><td></td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>205,852百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>903,600百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>213,347百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>2,340,142百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>126,409百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,141百万円及び「有価証券」871,830百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は80,579百万円、先物取引差入証拠金は1,161百万円、その他の証拠金等は5,081百万円あります。</p>	特定取引	287,464百万円	資産		有価証券	3,204,811百万円	貸出金	3,568,459百万円	その他資産	1,067百万円	産		預金	205,852百万円	コールマ		ネー及び	903,600百万円	売渡手形		売現先勘	213,347百万円	定		債券貸借		取引受入	2,340,142百万円	担保金		借入金	126,409百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>295,210百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,404,332百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,585,430百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>410百万円</td></tr> <tr><td>産</td><td></td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>424,451百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>915,000百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td>31,873百万円</td></tr> <tr><td>定</td><td></td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,745,335百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>485百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>債</td><td></td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,137百万円及び「有価証券」873,560百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は84,407百万円、先物取引差入証拠金は925百万円、その他の証拠金等は3,311百万円あります。</p>	特定取引	295,210百万円	資産		有価証券	2,404,332百万円	貸出金	3,585,430百万円	その他資産	410百万円	産		預金	424,451百万円	コールマ		ネー及び	915,000百万円	売渡手形		売現先勘	31,873百万円	定		債券貸借		取引受入	1,745,335百万円	担保金		借入金	485百万円	その他負債	60百万円	債	
特定取引	246,223百万円																																																																																																									
資産																																																																																																										
有価証券	2,492,606百万円																																																																																																									
貸出金	4,070,195百万円																																																																																																									
その他資産	329百万円																																																																																																									
産																																																																																																										
預金	264,869百万円																																																																																																									
コールマ																																																																																																										
ネー及び	946,600百万円																																																																																																									
売渡手形																																																																																																										
売現先勘	250,383百万円																																																																																																									
定																																																																																																										
債券貸借																																																																																																										
取引受入	1,772,725百万円																																																																																																									
担保金																																																																																																										
借入金	607,180百万円																																																																																																									
その他負債	60百万円																																																																																																									
債																																																																																																										
特定取引	287,464百万円																																																																																																									
資産																																																																																																										
有価証券	3,204,811百万円																																																																																																									
貸出金	3,568,459百万円																																																																																																									
その他資産	1,067百万円																																																																																																									
産																																																																																																										
預金	205,852百万円																																																																																																									
コールマ																																																																																																										
ネー及び	903,600百万円																																																																																																									
売渡手形																																																																																																										
売現先勘	213,347百万円																																																																																																									
定																																																																																																										
債券貸借																																																																																																										
取引受入	2,340,142百万円																																																																																																									
担保金																																																																																																										
借入金	126,409百万円																																																																																																									
特定取引	295,210百万円																																																																																																									
資産																																																																																																										
有価証券	2,404,332百万円																																																																																																									
貸出金	3,585,430百万円																																																																																																									
その他資産	410百万円																																																																																																									
産																																																																																																										
預金	424,451百万円																																																																																																									
コールマ																																																																																																										
ネー及び	915,000百万円																																																																																																									
売渡手形																																																																																																										
売現先勘	31,873百万円																																																																																																									
定																																																																																																										
債券貸借																																																																																																										
取引受入	1,745,335百万円																																																																																																									
担保金																																																																																																										
借入金	485百万円																																																																																																									
その他負債	60百万円																																																																																																									
債																																																																																																										

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,350,055百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,757,442百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,906,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,274,522百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,398,435百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,795,968百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は557,245百万円であります。</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額は40,029百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金449,417百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 支払承諾及び支払承諾見返には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は538,730百万円であります。</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額は38,111百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金463,572百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">136,638百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は545,461百万円であります。</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額は39,124百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金429,567百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	<p>16. 「有価証券」中の社債のうち有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,498,416百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,464,700百万円減少します。</p>	<p>16. 「有価証券」中の社債のうち有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,547,978百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,502,902百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																																				
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益15,085百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却8,851百万円、株式等償却5,604百万円、店舗統廃合関係費用等4,245百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、固定資産処分益10,719百万円、貸倒引当金純取崩額10,689百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損12,599百万円、減損損失2,338百万円であります。</p> <p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益34,586百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却48,395百万円、貸倒引当金繰入額33,750百万円、株式等償却18,352百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益13,637百万円、固定資産処分益2,366百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損3,092百万円、減損損失949百万円であります。</p> <p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益35,520百万円、長期不活動預金の収益計上額11,275百万円、金銭の信託運用益71百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却187,609百万円、貸倒引当金繰入額63,953百万円、貸出金償却55,747百万円、株式等売却損2,383百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、退職給付信託の一部返還益70,658百万円、償却債権取立益35,856百万円、固定資産処分益16,621百万円であります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産処分損13,664百万円、減損損失3,346百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店</td> <td>土地建物 等</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 37物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>1,802</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店	土地建物 等	536	その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 12物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581	その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>607</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 46物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>2,739</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607	その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店	土地建物 等	536																																			
その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581																																			
その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607																																			
その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739																																			
<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																				

次へ

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,833	93	-	3,927	注2
第二回第二種優先株式	43	-	43	-	注1
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,011	93	43	6,061	
自己株式					
第二回第二種優先株式	-	43	43	-	注1
合計	-	43	43	-	

注1. 自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式(優先株式)の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	92,961	24,250	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第二種優先株式	352	8,200	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第三回第二種優先株式	79	14,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第六回第六種優先株式	783	11,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第七回第七種優先株式	570	8,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第八回第八種優先株式	318	17,500	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第九回第九種優先株式	97	5,380	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,927	-	-	3,927	
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,061	-	-	6,061	

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	41,425	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第三回第二種優先株式	79	14,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第六回第六種優先株式	783	11,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第七回第七種優先株式	570	8,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第八回第八種優先株式	318	17,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第九回第九種優先株式	97	5,380	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,833	93	-	3,927	注2
第二回第二種優先株式	43	-	43	-	注1
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,011	93	43	6,061	
自己株式					
第二回第二種優先株式	-	43	43	-	注1
合計	-	43	43	-	

注1. 自己株式（優先株式）の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式（優先株式）の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	92,961	24,250	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第二種 優先株式	352	8,200	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第三回第二種 優先株式	79	14,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第四回第四種 優先株式	3,070	47,600	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第五回第五種 優先株式	3,591	42,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第六回第六種 優先株式	783	11,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第七回第七種 優先株式	570	8,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第八回第八種 優先株式	318	17,500	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第九回第九種 優先株式	97	5,380	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第十回第十三 種優先株式	28,800	16,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	利益剰余金	41,425	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第三回第二種優先株式	79	利益剰余金	14,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第四回第四種優先株式	3,070	利益剰余金	47,600	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第五回第五種優先株式	3,591	利益剰余金	42,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第六回第六種優先株式	783	利益剰余金	11,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第七回第七種優先株式	570	利益剰余金	8,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第八回第八種優先株式	318	利益剰余金	17,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第九回第九種優先株式	97	利益剰余金	5,380	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第十回第十三種優先株式	28,800	利益剰余金	16,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table data-bbox="159 459 502 571"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,432,558</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>250,041</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>578,871</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,603,646</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,432,558	定期預け金	250,041	その他	578,871	<hr/>		現金及び現金同等物	1,603,646	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="590 459 933 571"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,657,418</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>440,001</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>482,659</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,734,758</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,657,418	定期預け金	440,001	その他	482,659	<hr/>		現金及び現金同等物	1,734,758	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(金額単位 百万円)</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table data-bbox="1021 459 1364 571"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,880,567</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>280,001</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>613,290</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,987,275</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,880,567	定期預け金	280,001	その他	613,290	<hr/>		現金及び現金同等物	1,987,275
現金預け金勘定	2,432,558																															
定期預け金	250,041																															
その他	578,871																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	1,603,646																															
現金預け金勘定	2,657,418																															
定期預け金	440,001																															
その他	482,659																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	1,734,758																															
現金預け金勘定	2,880,567																															
定期預け金	280,001																															
その他	613,290																															
<hr/>																																
現金及び現金同等物	1,987,275																															

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>28,737百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>581百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>29,318百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>17,197百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>409百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>17,606百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>11,539百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>172百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>11,711百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>5,092百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>12,927百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>18,020百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>2,686百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>2,608百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>256百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	28,737百万円	その他	581百万円	合計	29,318百万円	減価償却累計額相当額		動産	17,197百万円	その他	409百万円	合計	17,606百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	11,539百万円	その他	172百万円	合計	11,711百万円	1年内	5,092百万円	1年超	12,927百万円	合計	18,020百万円	支払リース料	2,686百万円	減価償却費相当額	2,608百万円	支払利息相当額	256百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>27,753百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>815百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>28,568百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>19,359百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>408百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>19,767百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>8,393百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>407百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>8,801百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>4,743百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>9,843百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>14,587百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>2,517百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>2,006百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>222百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	27,753百万円	その他	815百万円	合計	28,568百万円	減価償却累計額相当額		動産	19,359百万円	その他	408百万円	合計	19,767百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	8,393百万円	その他	407百万円	合計	8,801百万円	1年内	4,743百万円	1年超	9,843百万円	合計	14,587百万円	支払リース料	2,517百万円	減価償却費相当額	2,006百万円	支払利息相当額	222百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>29,371百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>576百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>29,948百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>19,394百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>423百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>19,818百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>9,977百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>152百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>10,130百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>5,218百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>11,446百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>16,665百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>5,523百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>5,538百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>508百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当ありません。 	取得価額相当額		動産	29,371百万円	その他	576百万円	合計	29,948百万円	減価償却累計額相当額		動産	19,394百万円	その他	423百万円	合計	19,818百万円	年度末残高相当額		動産	9,977百万円	その他	152百万円	合計	10,130百万円	1年内	5,218百万円	1年超	11,446百万円	合計	16,665百万円	支払リース料	5,523百万円	減価償却費相当額	5,538百万円	支払利息相当額	508百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	28,737百万円																																																																																																													
その他	581百万円																																																																																																													
合計	29,318百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	17,197百万円																																																																																																													
その他	409百万円																																																																																																													
合計	17,606百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	11,539百万円																																																																																																													
その他	172百万円																																																																																																													
合計	11,711百万円																																																																																																													
1年内	5,092百万円																																																																																																													
1年超	12,927百万円																																																																																																													
合計	18,020百万円																																																																																																													
支払リース料	2,686百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,608百万円																																																																																																													
支払利息相当額	256百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	27,753百万円																																																																																																													
その他	815百万円																																																																																																													
合計	28,568百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	19,359百万円																																																																																																													
その他	408百万円																																																																																																													
合計	19,767百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	8,393百万円																																																																																																													
その他	407百万円																																																																																																													
合計	8,801百万円																																																																																																													
1年内	4,743百万円																																																																																																													
1年超	9,843百万円																																																																																																													
合計	14,587百万円																																																																																																													
支払リース料	2,517百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,006百万円																																																																																																													
支払利息相当額	222百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	29,371百万円																																																																																																													
その他	576百万円																																																																																																													
合計	29,948百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	19,394百万円																																																																																																													
その他	423百万円																																																																																																													
合計	19,818百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	9,977百万円																																																																																																													
その他	152百万円																																																																																																													
合計	10,130百万円																																																																																																													
1年内	5,218百万円																																																																																																													
1年超	11,446百万円																																																																																																													
合計	16,665百万円																																																																																																													
支払リース料	5,523百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	5,538百万円																																																																																																													
支払利息相当額	508百万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 19,001百万円 1年超 66,243百万円 合計 85,244百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 20,059百万円 1年超 53,476百万円 合計 73,535百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。	2. オペレーティング・リース取引 (1) 借手側 ・ 未経過リース料 1年内 19,861百万円 1年超 63,002百万円 合計 82,864百万円 (2) 貸手側 ・ 該当ありません。

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	968,557	967,176	1,381
地方債	50,705	50,580	124
その他	317,773	309,903	7,869
合計	1,337,035	1,327,659	9,375

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	777,275	1,208,933	431,658
債券	12,564,179	12,493,535	70,644
国債	12,244,932	12,176,457	68,475
地方債	61,987	61,029	957
社債	257,259	256,048	1,211
その他	382,439	393,256	10,816
合計	13,723,894	14,095,724	371,830

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,034百万円(収益)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は825百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募債券	1,805,824
非上場外国証券	313,504
非上場株式	289,123
貸付債権信託受益権等	1,800,324

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	569,515	568,349	1,166
地方債	49,261	49,135	126
外国債券	276,762	274,770	1,992
合計	895,539	892,254	3,285

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	921,198	1,281,355	360,156
債券	11,332,831	11,268,449	64,381
国債	10,751,103	10,689,112	61,990
地方債	43,481	42,963	518
社債	538,245	536,373	1,872
その他	3,545,841	3,528,579	17,262
外国債券	1,238,807	1,222,501	16,306
信託受益権	2,150,408	2,142,568	7,839
その他	156,625	163,509	6,883
合計	15,799,871	16,078,384	278,512

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は19,716百万円（収益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価308,257百万円、中間連結貸借対照表計上額307,271百万円）、「外国債券」（取得原価439,954百万円、中間連結貸借対照表計上額436,103百万円）、「信託受益権」（取得原価2,150,408百万円、中間連結貸借対照表計上額2,142,568百万円）に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は3,678百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,646,376
その他	143,717

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	931,169	699

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	969,020	967,192	1,828	0	1,829
地方債	49,980	49,797	183	-	183
その他	318,445	312,394	6,051	-	6,051
合計	1,337,447	1,329,383	8,063	0	8,064

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	950,704	1,434,411	483,707	504,346	20,638
債券	9,282,276	9,210,085	72,190	2,184	74,375
国債	8,889,883	8,819,410	70,473	1,749	72,222
地方債	60,699	59,908	791	141	933
社債	331,692	330,767	925	293	1,219
その他	735,130	741,251	6,121	12,559	6,438
合計	10,968,110	11,385,749	417,638	519,090	101,451

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は691百万円（収益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,419百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	13,267,156	46,696	27,518

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
信託受益権	2,030,331
非公募債券	1,911,991
非上場外国証券	331,906
その他	121,842

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	5,018,959	5,208,898	1,073,212	842,316
国債	4,743,642	3,575,552	732,094	737,141
地方債	1,126	81,797	31,405	-
社債	274,189	1,551,547	309,712	105,175
その他	112,228	1,029,484	798,164	1,412,222
合計	5,131,187	6,238,382	1,871,376	2,254,538

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	663	663	-

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	685	685	-

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	29,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	686	686	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	370,825
その他有価証券	370,825
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	150,383
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	220,441
(-) 少数株主持分相当額	25,711
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	194,735

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額1,034百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	258,869
その他有価証券	258,869
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	95,218
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	163,651
(-) 少数株主持分相当額	21,973
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	92
その他有価証券評価差額金	141,585

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額19,716百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	416,990
その他有価証券	416,990
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	142,451
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	274,538
(-) 少数株主持分相当額	23,624
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	250,919

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額691百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	688,760	154	154
	金利先物オプション	36,311	-	4
店頭	金利スワップ	94,931,449	18,196	18,196
	金利オプション	950,526	695	695
	合計			19,050

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	6,326,077	9,355	15,539
	為替予約	8,184,548	110,164	110,164
	通貨オプション	25,725,367	107,157	26,739
	合計			121,363

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	959	2	2
	株式指数先物オプション	9,317	0	0
	合計			1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	187,069	79	79
	債券先物オプション	14,974	1	1
	合計			80

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	170	2	2
店頭	商品オプション	507,726	10,205	10,205
	合計			10,202

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	31	0	0
	合計			0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降雨量に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	金利先物	604,570	59	59
	金利先物オプション	124,653	44	4
店頭	金利スワップ	89,636,397	5,166	5,166
	金利オプション	637,673	485	485
	合計			5,588

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2．時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	通貨スワップ	5,177,954	4,000	8,658
	為替予約	10,029,686	223,180	223,180
	通貨オプション	19,709,401	98,582	40,298
	合計			254,820

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	株式店頭オプション	27	3	2
	合計			2

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4)債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	248,258	285	285
	合計			285

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	144	2	2
店頭	商品オプション	606,937	13,555	13,555
	合計			13,557

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	50	-	-
	合計			-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降雨量に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引:金利スワップ、金利先物、金利オプション
- B. 通貨関連取引:通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引:株価指数先物
- D. 債券関連取引:債券先物、債券先物オプション
- E. その他 :コモディティ・デリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M : Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(A L M)」
定期的に、「 A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク:取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク:金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク:市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク:当行や子会社等の格付が引き下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

前連結会計年度
(自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	343,073	14,985	28	28
	買 建	128,992	20,538	8	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	46,248,266	30,302,478	66,698	66,698
	受取変動・支払固定	44,450,657	30,044,678	52,671	52,671
	受取変動・支払変動	3,753,366	3,098,666	1,298	1,298
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	612,990	439,810	915	915
買 建	172,183	93,033	701	701	
	合計				12,961

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,916,927	4,647,909	9,274	23,092
	売 建	2,457,284	1,439,524	253,877	253,877
	買 建	7,404,735	5,600,252	435,492	435,492
	通貨オプション				
	売 建	11,906,515	8,817,056	1,133,779	99,807
	買 建	13,072,989	9,883,521	1,008,940	115,153
	合計				173,867

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	34	-	0	0
	買 建	601	-	1	1
	合計				1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	96,969	-	56	56
	買 建	96,338	-	40	40
	債券先物オプション				
	売 建	8,075	-	15	4
	買 建	6,650	-	5	2
	合計				22

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	-	-	-	-
	買 建	161	128	5	5
店頭	商品オプション				
	売 建	284,972	277,241	75,158	75,158
	買 建	288,812	281,089	87,089	87,089
	合 計				11,936

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	13	-	0	0
	買 建	13	-	0	0
	合 計				0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は降雨量に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	597,906	49,154	33,956	681,018	-	681,018
(2)セグメント間の内部経常収益	2,071	46	2,299	4,417	(4,417)	-
計	599,978	49,201	36,256	685,435	(4,417)	681,018
経常費用	396,189	23,959	27,962	448,111	(4,187)	443,923
経常利益	203,788	25,241	8,293	237,324	(229)	237,094

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	682,893	56,054	13,991	752,939	-	752,939
(2)セグメント間の内部経常収益	1,604	84	2,378	4,066	(4,066)	-
計	684,497	56,138	16,370	757,006	(4,066)	752,939
経常費用	580,722	26,282	11,574	618,580	(1,805)	616,775
経常利益	103,774	29,855	4,795	138,425	(2,261)	136,164

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について301百万円、証券業について29百万円、その他事業について0百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について736百万円、証券業について14百万円、その他事業について0百万円それぞれ減少しております。

4. 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について8,605百万円経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,254,635	111,034	67,144	1,432,814	-	1,432,814
(2)セグメント間の内部経常収益	4,091	110	4,620	8,822	(8,822)	-
計	1,258,726	111,144	71,764	1,441,636	(8,822)	1,432,814
経常費用	1,109,923	49,191	56,663	1,215,778	(9,722)	1,206,055
経常利益	148,803	61,952	15,101	225,857	900	226,758

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...クレジットカード業、ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 当行及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,676百万円、証券業について55百万円それぞれ経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)5社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社5社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は436,191百万円、負債総額(単純合算)は435,989百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	252,419	貸出金利息(百万円)	1,317
信用枠及び流動性枠(百万円)	106,166	役務取引等収益(百万円)	294

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	243,911.38	233,609.29	270,774.25
1株当たり中間(当期) 純利益	円	37,199.12	30,265.36	47,429.24
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益	円	32,138.09	27,006.98	41,837.99

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年 9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年 9月30日	前連結会計年度末 平成19年 3月31日
純資産の部の合計額(百万 円)	2,347,374	2,358,122	2,619,722
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	1,389,436	1,440,644	1,556,282
(うち優先株式払込金額)	1,001,866	1,001,866	1,001,866
(うち優先配当額)			37,310
(うち少数株主持分)	387,570	438,778	517,106
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(百万円)	957,937	917,477	1,063,439
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	3,927	3,927	3,927

2. 1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	143,766	118,864	222,095
普通株主に帰属しない金額	百万円			37,310
うち優先配当額	百万円			37,310
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	143,766	118,864	184,784
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	3,864	3,927	3,896
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益調整額	百万円			1,849
うち希薄化効果を有する優先株式の優先配当額	百万円			1,849
普通株式増加数	千株	608	473	564
うち優先株式	千株	608	473	564
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		当行は、平成19年4月20日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券 (3) 償還総額 Series B 69,750百万円 (4) 償還予定日 平成19年6月29日 (5) 償還理由 任意償還期日到来による

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		2,387,123	3.48	2,608,578	3.91	2,838,104	4.24
コールローン		2,030,000	2.96	4,490,000	6.72	4,340,000	6.49
債券貸借取引支払保証金		2,483,516	3.62	1,577,979	2.36	2,634,880	3.94
買入金銭債権		1,963,067	2.86	2,257,304	3.38	2,313,455	3.46
特定取引資産		1,312,629	1.91	1,066,775	1.60	839,706	1.25
金銭の信託		663	0.00	685	0.00	686	0.00
有価証券	1,2, 8,16	17,980,397	26.18	16,756,510	25.10	15,226,739	22.77
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	34,179,684	49.77	33,519,576	50.20	34,065,059	50.94
外国為替	7	131,474	0.19	121,389	0.18	131,895	0.20
その他資産	8	2,716,470	3.95	2,487,016	3.73	2,530,250	3.78
有形固定資産	10, 11,14	607,024	0.88	600,197	0.90	603,955	0.90
無形固定資産		110,318	0.16	122,359	0.18	119,882	0.18
債券繰延資産		57	0.00	3	0.00	21	0.00
繰延税金資産		334,297	0.49	367,243	0.55	332,168	0.50
支払承諾見返	15,16	2,823,996	4.11	1,245,969	1.87	1,322,242	1.98
貸倒引当金		299,087	0.44	368,256	0.55	340,828	0.51
投資損失引当金		83,501	0.12	84,063	0.13	83,430	0.12
資産の部合計		68,678,133	100.00	66,769,270	100.00	66,874,790	100.00
(負債の部)							
預金	8	50,834,799	74.02	52,012,039	77.90	53,118,788	79.43
譲渡性預金		1,831,330	2.67	1,078,030	1.61	1,228,710	1.84
債券		1,817,230	2.65	1,256,794	1.88	1,564,366	2.34
コールマネー	8	1,632,300	2.38	1,359,200	2.04	1,509,400	2.26
売現先勘定	8	228,449	0.33	199,338	0.30	2,999	0.00
債券貸借取引受入担保金	8	1,551,927	2.26	2,066,415	3.09	1,499,943	2.24
特定取引負債		276,430	0.40	207,374	0.31	231,277	0.35
借入金	8,12	1,714,608	2.50	1,175,303	1.76	1,177,230	1.76
外国為替		15,598	0.02	17,146	0.03	13,703	0.02
社債	13	415,500	0.60	592,500	0.89	522,500	0.78
その他負債		3,506,902	5.10	3,574,533	5.35	2,509,448	3.75
賞与引当金		7,111	0.01	8,455	0.01	7,644	0.01
役員退職慰労引当金		-	-	1,613	0.00	1,676	0.00
ポイント引当金		1,250	0.00	6,196	0.01	3,773	0.01
預金払戻損失引当金		-	-	8,605	0.01	-	-
再評価に係る繰延税金負債	14	86,707	0.13	78,662	0.12	79,797	0.12
支払承諾	15,16	2,823,996	4.11	1,245,969	1.87	1,322,242	1.98
負債の部合計		66,744,143	97.18	64,888,179	97.18	64,793,501	96.89

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		650,000	0.95	650,000	0.98	650,000	0.97
資本剰余金		762,345	1.11	762,345	1.14	762,345	1.14
資本準備金		762,345		762,345		762,345	
利益剰余金		272,862	0.40	266,343	0.40	363,825	0.54
その他利益剰余金		272,862		266,343		363,825	
繰越利益剰余金		272,862		266,343		363,825	
株主資本合計		1,685,208	2.46	1,678,688	2.52	1,776,171	2.65
其他有価証券評価差額金		193,755	0.28	143,689	0.21	251,748	0.38
繰延ヘッジ損益		67,460	0.10	52,059	0.08	59,027	0.09
土地再評価差額金		122,486	0.18	110,771	0.17	112,397	0.17
評価・換算差額等合計	14	248,781	0.36	202,402	0.30	305,118	0.46
純資産の部合計		1,933,990	2.82	1,881,091	2.82	2,081,289	3.11
負債及び純資産の部合計		68,678,133	100.00	66,769,270	100.00	66,874,790	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		601,235	100.00	687,826	100.00	1,264,218	100.00
資金運用収益		349,454		439,454		747,368	
(うち貸出金利息)		(256,851)		(306,557)		(539,736)	
(うち有価証券利息配当 金)		(62,694)		(83,772)		(137,793)	
役務取引等収益		126,373		123,859		262,325	
特定取引収益		18,858		30,206		36,919	
その他業務収益		84,097		55,646		167,984	
その他経常収益	2	22,451		38,659		49,620	
経常費用		391,577	65.13	591,844	86.05	1,085,125	85.83
資金調達費用		55,275		138,607		153,538	
(うち預金利息)		(28,525)		(74,602)		(79,750)	
(うち債券利息)		(1,098)		(1,581)		(2,545)	
役務取引等費用		26,409		28,736		45,630	
特定取引費用		848		4		1,187	
その他業務費用		19,193		14,885		35,717	
営業経費	1	265,881		278,349		536,875	
その他経常費用	3	23,967		131,261		312,175	
経常利益		209,658	34.87	95,981	13.95	179,092	14.17
特別利益	4	14,587	2.43	13,656	1.99	121,850	9.64
特別損失	5,6	14,788	2.46	3,951	0.57	16,662	1.32
税引前中間(当期)純利益		209,457	34.84	105,687	15.37	284,280	22.49
法人税、住民税及び事業税		260	0.04	243	0.04	500	0.04
法人税等調整額		83,781	13.94	4,547	0.66	77,490	6.13
中間(当期)純利益		125,415	20.86	100,896	14.67	206,289	16.32

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	650,000	762,345	268,529	-	1,680,875
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	130,625	-	130,625
中間純利益	-	-	125,415	-	125,415
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	9,542	-	9,542
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	4,333	-	4,333
平成18年9月30日残高 （百万円）	650,000	762,345	272,862	-	1,685,208

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 （百万円）	206,353	-	132,028	338,382	2,019,257
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	130,625
中間純利益	-	-	-	-	125,415
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	9,542
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	12,598	67,460	9,542	89,600	89,600
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	12,598	67,460	9,542	89,600	85,267
平成18年9月30日残高 （百万円）	193,755	67,460	122,486	248,781	1,933,990

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高 （百万円）	650,000	762,345	363,825	1,776,171
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）	-	-	200,003	200,003
中間純利益	-	-	100,896	100,896
土地再評価差額金の取崩	-	-	1,625	1,625
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	97,482	97,482
平成19年9月30日残高 （百万円）	650,000	762,345	266,343	1,678,688

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高 （百万円）	251,748	59,027	112,397	305,118	2,081,289
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	200,003
中間純利益	-	-	-	-	100,896
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	1,625
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	108,059	6,968	1,625	102,716	102,716
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	108,059	6,968	1,625	102,716	200,198
平成19年9月30日残高 （百万円）	143,689	52,059	110,771	202,402	1,881,091

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	650,000	762,345	268,529	-	1,680,875
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	130,625	-	130,625
当期純利益	-	-	206,289	-	206,289
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	19,631	-	19,631
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計 （百万円）	-	-	95,295	-	95,295
平成19年3月31日残高 （百万円）	650,000	762,345	363,825	-	1,776,171

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合 計	
平成18年3月31日残高 （百万円）	206,353	-	132,028	338,382	2,019,257
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	130,625
当期純利益	-	-	-	-	206,289
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	19,631
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	45,395	59,027	19,631	33,264	33,264
事業年度中の変動額合計 （百万円）	45,395	59,027	19,631	33,264	62,031
平成19年3月31日残高 （百万円）	251,748	59,027	112,397	305,118	2,081,289

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引 資産・負債 の評価基準 及び収益・ 費用の計上 基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
2. 有価証券の 評価基準 及び評価方 法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が7,839百万円、「有価証券」が4,836百万円、「その他有価証券評価差額金」が7,529百万円減少するとともに、「繰延税金資産」が5,146百万円増加しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。	なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記6.(1)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。 (2) 同左	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 動産 2年~20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 動産 2年~20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ299百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は734百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 動産 2年~20年

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券の債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を債券から直接控除しております。	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 (会計方針の変更) 割引債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却しておりますが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>債券発行費用</p> <p>債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>	<p>債券発行費用 (会計方針の変更)</p> <p>債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
6. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は240,953百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は189,028百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は173,690百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募（証券取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。
		(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 (会計方針の変更) 役員退職慰労金については、従来支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく当事業年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は1,676百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(6) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(6) ポイント引当金 同左
		(7) 預金払戻損失引当金 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は8,605百万円減少しております。	
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53,898百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は60,856百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建 その他有価証券（債券以外）の 為替変動リスクをヘッジするた め、事前にヘッジ対象となる外 貨建有価証券の銘柄を特定し、 当該外貨建有価証券について外 貨ベースで取得原価以上の直先 負債が存在していること等を条 件に包括ヘッジとして繰延ヘッ ジ及び時価ヘッジを適用して おります。</p> <p>（ハ）内部取引等 デリバティブ取引のうち特定 取引勘定とそれ以外の勘定との 間の内部取引については、ヘッ ジ手段として指定している金利 スワップ取引等に対して、業種 別監査委員会報告第24号に基 づき、恣意性を排除し厳格なヘ ッジ運営が可能と認められる対 外カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該金 利スワップ取引等から生じる収 益及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。</p> <p>なお、一部の資産・負債につ いては、個別ヘッジに基づく繰 延ヘッジを行っております。</p>	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37,650百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は41,618百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>（ハ）内部取引等 同左</p>	<p>用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は45,173百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は50,027百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>（ハ）内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,001,450百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,140,317百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 258,786百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券341,642百万円であります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は13,397百万円、再貸付けに供している有価証券は5,955百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,464,447百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は38,947百万円、延滞債権額は274,928百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 260,009百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券276,762百万円あります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,576,292百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,005百万円、延滞債権額は426,234百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 260,709百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券318,445百万円あります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付けに供している有価証券は28,938百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,633,239百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,520百万円、延滞債権額は302,174百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は10,290百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,956百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は527,122百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、412,853百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,848百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は226,614百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は682,702百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、355,002百万円あります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,930百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,378百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は568,004百万円あります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、418,086百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,491,042百万円 貸出金 4,070,195百万円 その他資 329百万円 産</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 264,869百万円 コールマ ネー 946,600百万円 売現先勘 定 228,449百万円 債券貸借 取引受入 1,551,927百万円 担保金 借入金 607,180百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」874,148百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は75,618百万円、先物取引差入証拠金は522百万円、その他の証拠金等は498百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,204,811百万円 貸出金 3,568,459百万円 その他資 1,067百万円 産</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 205,852百万円 コールマ ネー 903,600百万円 売現先勘 定 199,338百万円 債券貸借 取引受入 2,066,415百万円 担保金 借入金 126,409百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」861,402百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は74,067百万円、先物取引差入証拠金は784百万円、その他の証拠金等は516百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,425,750百万円 貸出金 3,585,430百万円 その他資 410百万円 産</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 424,451百万円 コールマ ネー 915,000百万円 売現先勘 定 2,999百万円 債券貸借 取引受入 1,499,943百万円 担保金 借入金 485百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」863,318百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は72,911百万円、その他の証拠金等は498百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,545,669百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,949,978百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,081,831百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,447,572百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,598,114百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,993,792百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">537,675百万円</p>	<p>10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">526,576百万円</p>	<p>10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">525,877百万円</p>
<p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">40,029百万円</p>	<p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">38,111百万円</p>	<p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">39,124百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,095,253百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>15. 支払承諾及び支払承諾見返には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,035,415百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,163,312百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 136,638百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,498,416百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,464,700百万円減少します。</p>	<p>16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,547,978百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,502,902百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>15,457百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15,195百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益6,640百万円、子会社清算益5,912百万円を含んでおりません。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却8,759百万円、店舗統廃合関係費用等4,245百万円、株式等償却3,030百万円を含んでおりません。</p> <p>4. 特別利益には、固定資産処分益10,717百万円、貸倒引当金純取崩額3,806百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損12,449百万円、減損損失2,338百万円であります。</p>	建物・動産	15,457百万円	その他	15,195百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>16,841百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17,281百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益30,003百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却48,096百万円、貸倒引当金繰入額41,968百万円、株式等償却16,020百万円を含んでおりません。</p> <p>4. 特別利益は、償却債権取立益11,289百万円、固定資産処分益2,366百万円であります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損3,001百万円、減損損失949百万円であります。</p>	建物・動産	16,841百万円	その他	17,281百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>32,448百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>31,277百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益20,102百万円、長期不活動預金の収益計上額11,275百万円、子会社清算益5,912百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、株式等償却183,624百万円、貸出金償却53,181百万円、貸倒引当金繰入額49,284百万円を含んでおりません。</p> <p>4. 特別利益には、退職給付信託の一部返還益70,658百万円、償却債権取立益34,542百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損13,316百万円、減損損失3,346百万円であります。</p>	建物・動産	32,448百万円	その他	31,277百万円
建物・動産	15,457百万円													
その他	15,195百万円													
建物・動産	16,841百万円													
その他	17,281百万円													
建物・動産	32,448百万円													
その他	31,277百万円													

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																				
6. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。	6. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。	6. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店</td> <td>土地建物 等</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 37物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>1,802</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店	土地建物 等	536	その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 12物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581	その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>607</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 46物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>2,739</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607	その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 21物件 廃止予定 店舗 1ヶ店	土地建物 等	536																																			
その他	遊休資産 37物件	土地建物 等	1,802																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581																																			
その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367																																			
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																			
首都圏	廃止予定 店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607																																			
その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739																																			
<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当中間会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、遊休資産について、当中間会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																				

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)	摘要
自己株式					
第二回第二種優先株式		43	43		注
合計		43	43		

注.自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
第二回第二種優先株式		43	43		注
合計		43	43		

注.自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,290百万円 その他 6百万円 合計 24,296百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 14,912百万円 その他 3百万円 合計 14,915百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,378百万円 その他 3百万円 合計 9,381百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,018百万円 1年超 11,344百万円 合計 15,363百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,114百万円 減価償却費相当額 2,080百万円 支払利息相当額 221百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 18,995百万円 1年超 66,240百万円 合計 85,236百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 26,577百万円 その他 6百万円 合計 26,583百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 18,572百万円 その他 5百万円 合計 18,577百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 8,005百万円 その他 1百万円 合計 8,006百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,466百万円 1年超 9,409百万円 合計 13,876百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,332百万円 減価償却費相当額 1,854百万円 支払利息相当額 209百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 20,057百万円 1年超 53,476百万円 合計 73,533百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,717百万円 その他 6百万円 合計 24,723百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 16,913百万円 その他 4百万円 合計 16,917百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 7,803百万円 その他 2百万円 合計 7,805百万円 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,127百万円 1年超 9,866百万円 合計 13,993百万円 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,339百万円 減価償却費相当額 4,403百万円 支払利息相当額 437百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,848百万円 1年超 62,989百万円 合計 82,838百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末 (平成18年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	144,838	77,740
合計	67,098	144,838	77,740

(注) 時価は、当中間会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末 (平成19年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	99,525	32,426
合計	67,098	99,525	32,426

(注) 時価は、当中間会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末 (平成19年 3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	67,098	158,077	90,978
合計	67,098	158,077	90,978

(注) 時価は、当事業年度末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 訂正発行登録書

平成19年4月2日関東財務局長に提出。

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成19年4月20日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書及びその添付書類

平成19年4月23日関東財務局長に提出。

劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。

(5) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

平成19年6月27日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。